

# みどり通信

第236号 2017. 10. 6

## CONTENTS

● ひと言発言	P1	● TKCシステム【旬】なトピックス	P9
● 税務	P3	● これからの研修	P10
● 社会保険	P6	● あとがき	P10
● 生命保険	P7	● ニューフェイス	P11
● 損害保険	P8	● 営業カレンダー	P11

## 30周年記念社員旅行!!



いざ出発！



↑1日目の夕食は豪華中華料理



↑1日目のよしもとではお腹をかかえ笑いました



↓2日の伊勢神宮参拝はあいにくの雨。「みぞぎの雨」は縁起がいいそうです♪



3日目の昼食は待望の松阪牛。口の中でとろけました！

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

10月

# “ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ（<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>）に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。次の内容は、10月5日のホームページ掲載のものからです。

## ポッキーの高級版・変わらない支持のために変化が重要…

「変わらない支持を得るには時代に合わせた変化が重要・・・」

江崎グリコで百貨店用の高級スティック菓子の「バトンドール」を担当するマネージャーの言葉が、本日の新聞記事に掲載されていました。

2012年にブランドが誕生してから初めての原料の見直しなのだそうです。阪急梅田店などでは、1日あたりの売上高で洋菓子の首位を5年間維持している商品でありながら、あえて変化を選んだとのこと。カカオは香りに特徴があるエクアドル産、ミルクはスッキリした北海道産を使ったそうです。

変わらない支持を得続けるには、自身が環境や時代に合わせて変わらなければならぬ・・・ということですね。

このグリコの「バトンドール」は、フランス語で「黄金のスティック」の意味だそうですよ。百貨店でしか販売していない、グリコの『ポッキーの高級版』ととらえられているそうです。通販もあるようですが。

バトンドールというお菓子は初めて聞きましたが、ぜひ、食べて見たくなつた次第。

<https://www.glico.com/jp/product/batondor/batondor/>

<http://www.glico.co.jp/batondor/>

そういうえば・・・

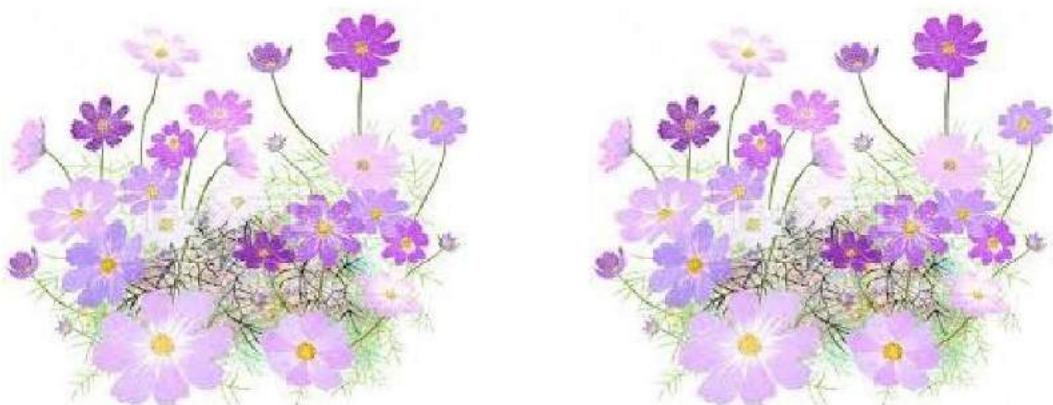
先月末、横浜にあるとある税理士事務所を見学する機会がありました。その事務所のスローガンは、『変わらないは、つまらない。』。

ダーウィンの『最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残ることが出来るのは、変化できる者である。』という言葉の通り、社会と時代の変化に対応し、能動的・主体的に自ら変化し、進歩と革新のチャンスをつくり出せる社員・経営者を一人でも多く育てることにより日本の元気をつくるのが私たちの使命です。私たちは変化を楽しみ、変化をリードし、変化（成長）し続けます！・・・と解説されてありました。

まさに、成長するためには変化しなければならないということですね。

大いに学ばせていただいたところです。

税理士 山 口 昇



# 税務

## 不動産取得税について

今回は、県税のお話です。新潟県においては、平成24年4月1日の時点で、全部で19種類の県税が存在します。その中から、不動産取得税をとりあげてまとめてみました。

### ○不動産取得税とは

不動産取得税は、「不動産」の「取得」に対して課税される税金です。

「不動産」とは、土地や家屋をいいます。

具体的には、

土地 → 田、畠、宅地、山林、原野など

家屋 → 住宅、店舗、工場、倉庫など

を指します。

「取得」とは、その不動産の所有権を取得することをいいます。

その資産の取得に関して、

①登記をした、あるいは、登記をしていないか、は問いません。

②有償で取得したか、無償だったか、についても問いません。

ですので、取得の原因としては、

・売買

・交換

・贈与

・建築 → 新築、増築、改築

などがあげられますが、いずれの場合も「取得」にあたります。

### ○課税されない場合

前述した、「不動産」の「取得」があった場合に課税されるのが不動産取得税ですが、以下の場合には、課税されないこととなっています。

＜非課税とされている不動産の取得＞

次のような不動産の取得は、非課税とされています。

- ・「相続」によって不動産を取得した場合
- ・公共の用に供する道路などの用地を取得した場合
- ・一定の者が、学校や福祉施設を取得した場合

<免税点に満たない場合>

取得した不動産の価格が以下に掲げる額に満たない場合は課税されません。  
この額のことを「免税点」といいます。

- ・土地 10万円
- ・家屋の建築（新築、増築、改築）による取得 23万円
- ・家屋の売買、贈与、交換などによる取得 12万円

## ○取得した不動産の申告について

「不動産」を「取得」した人は、登記の有無にかかわらず、「不動産の取得申告書」を、その不動産の所在地を管轄する、地域振興局県税部に提出する必要があります。

現在は、所有権移転登記をされた人には、県から、「不動産の取得申告書」の用紙が送られてきます。その申告書に記載のある提出期限までに提出する必要があります。

また、登記をしていない人には、申告書は送られませんので、申告方法について地域振興局県税部に問い合わせて対処する必要があります。

## ○納税者と納税額、納付方法について

納税者は、「不動産」を「取得」した人です。

納税額は、「取得した日における不動産の価格（課税標準）×税率」により計算されます。

<不動産の価格>

税率を掛ける課税標準である「不動産の価格」は、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。したがって、その不動産の購入価格や建築工事費などの額とは異なります。

また、家屋を新築したときのように、固定資産課税台帳に価格が登録されていない場合や、農地の転用など特別の事情があつて登録された価格で計算することが適切でない場合などは、固定資産評価基準により評価・決定されます。

(※ なお、宅地や、市街化区域内の農地などの宅地比準土地と呼ばれている土地を平成30年3月31日までに取得したときは、課税標準が価格の2分の1に軽減されています。)

#### <税率>

税率は、不動産の種類により決定されています。現時点では、平成30年3月31日まで、

- ・ 土地 3%
- ・ 家屋（住宅） 3%
- ・ 家屋（住宅以外） 4%

となっています。

なお、具体的な内容については割愛させていただきますが、

- ・ 住宅を取得したとき （→ 特例控除）
- ・ 住宅用土地を取得したとき （→ 住宅用土地の減額）
- ・ 公共事業のために譲渡した不動産に代わる不動産を取得したとき  
（→ 特例控除 または、減額）
- ・ 災害などにより滅失などした不動産に代わる不動産を取得したとき  
（→ 減免）

といった場合には、税額が軽減される措置があります。

#### <納付方法>

不動産取得税の納付にあたっては、地域振興局県税部から納税通知書が送られてきますので、納税通知書に記載されている税額を、金融機関もしくは地域振興局県税部の窓口で納めていただくことになります。

以上、今回は19種類ある県税のなかから、不動産取得税についてご紹介させていただきました。

不動産に関する税の負担については、

- ・ 取得したときには「不動産取得税（県税）」
- ・ 所有、維持している際には「固定資産税・都市計画税（市町村民税）」
- ・ 譲渡した場合には、譲渡契約書の取り交わしに伴って生じる印紙税（国税）  
や、譲渡所得に伴う所得税等（国税）や住民税（県民税及び市町村民税）  
などがあげられます。

それぞれの段階について、ご不明の点等、悩まれたときは、お気軽に担当者までお問い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

# 社会保険 Q&A

**Q 私は三男ですが、事情があって両親の面倒をみています。郷里には長男、次男がありますが、両親を私の被扶養者にできますか？**

**A** 主としてあなたにより両親が生計を維持されていれば、ご両親と同一世帯にあるか否かにかかわらずあなたの被扶養者とすることができます。このご質問の場合、郷里に扶養能力のある長男、次男がいるのだから、その人達が扶養するのが筋道だということはいえても、それを理由としてあなたの被扶養者にできないことはありません。もし両親が60歳未満であれば、無職無収入の証明、あるいは住民税の非課税証明等を添付することとなっています。

**Q 現在、大学へ行っている妹を扶養にしていますが、健康保険の被扶養者にできますか？妹は大学の寮で生活していますが、仕送りはすべて私が行っています。**

**A** 弟妹は、主として被保険者であるあなたにより生計を維持していれば同一の世帯に属していなくても被扶養者にすることができます。

詳しいことは、当事務所担当職員までお問い合わせください。



渋木 洋子

## 今回のテーマ

## 介護について

さて、今回は誰もが老後は迎えるかもしれない「介護」についてです。

現代のような少子高齢化時代ほど「介護」という言葉が身近に迫ってきたことはないかもしれません。

高齢になるにつれて介護される当事者になる可能性が高くなるのはもちろん、若い世代であっても、身近の肉親が介護状態になってお世話をしなければならなくなる可能性もあります。

年代別人口に占める要介護・要支援認定者の割合	
40～64歳	0.3%
65～69歳	2.8%
70～74歳	8.2%
75～79歳	13.7%
80～84歳	28.4%
85歳以上	59.1%

厚生労働省「介護保険事業報告書」平成28年9月

1990年代、急速な高齢化社会に対応するため、国としてのさまざまな支援制度が試行錯誤される中、2000年(平成12年)、介護保険制度が誕生しました。

それ以前、「介護」とは家族が家庭内で対応するという時期が長く続きましたが、高齢者の増加と共に次第にその負担が大きくなり、社会問題化する中で介護保険制度が発足。以降、「介護はプロに任せる」という認識が広がっていきました。

介護施設も非常にその数が増え、介護事業に従事する人たちも増えています。今や、街中でもさまざまな施設の看板を目にするようになりました。

### 介護保険とは

- ・40歳以上の人全員被保険者として加入。
- ・介護に関する費用の一部(原則1割、所得によって2割)を負担することで介護サービスを受けられる。
- ・原則として65歳以上の人人が対象(65歳未満は特定の病気のみ対象)。
- ・7段階にわたる介護段階の認定を受け、その状態に応じて在宅サービス・施設サービスを受ける。

実際には、要介護認定の申請から調査、判定まで1ヶ月ほどで判定が出ます。結果、要支援なら地域包括センター、要介護なら在宅か施設化によって専門のケアマネージャーによって個別のプランが立てられ、サービスを受けることになります。実際の介護支援サービスの支給限度額は受けるサービスによって異なり、1ヶ月当たり要支援1～2で約5万円から10万円ほど、要介護1～5までは最大で約36万の支援が受けられます。

2000年の発足以来、さまざまな改定をしながら介護保険制度は続いている。しかし、その改定以上に日本の高齢化は急速に進み、年金制度同様に、保険料の徴収と実際の支払額の乖離というひずみを抱えています。また、介護業務に従事する方々の待遇についても問題が多く、果たして介護保険で賄っていけるのか、という根本的な問題もあります。しかしながらも、少子高齢化は止まらないので、先へ進んでいかねばなりません。

そのような中、最近は民間でも介護保険が注目されつつあります。

# 「地 震 保 険」

**地震保険は地震・噴火・津波で被災したとき、生活を立て直す力になります。**

## ～～知ってほしい地震保険の7つのポイント～～

### ①被災後の当面の生活を支える保険

地震保険の保険金は使途を限定していません。

被災した住宅の建て直し費用や家財の購入費用としてだけでなく、当面の生活費や住宅ローンの返済、仮住まい費用など、生活再建費用としても利用できます。

### ②補償する損害

地震保険は地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害（火災、損壊、埋没、流出）を補償します。

これらの損害は火災保険では補償されません。

### ③加入方法

地震保険には、単独では加入できません。

火災保険にセットして加入する必要があります。

なお、火災保険の契約期間の中途でも、地震保険に加入することができます。

### ④保険の対象

居住用の建物と家財が対象で、それぞれ加入する必要があります。

※建物は住居のみに使用される建物と併用住宅が対象です。

### ⑤契約金額の設定

契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で設定します。

ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額です。

### ⑥保険料

お住まいの地域(都道府県)や建物の構造によって決まります。

建物の免責、耐震性能に応じた割引制度や、払い込んだ保険料がその年の契約者の所得から控除される「地震保険料控除制度」があります。

### ⑦支払われる保険金

保険金を迅速かつ公正にお支払いするために、以下のように区分しています。

建物や家財の損害が「全損」に該当する場合は、地震保険の契約金額の100%、「大半損」は60%、「小半損」は30%「一部損」は5%の保険金が支払われます。

地震は全国各地で発生しています。地震による損害は地震保険に加入していないければ補償されません。今一度ご自身の保険を確認してみましょう!!

星野 千香子



# TKCシステム秋冬レベルアップ



## 1. タブレットPOSレジとの連動機能

POSレジデータの日々の売上をTKCシステムに読み込むことができるようになります。会計システムに入力しなくともよくなるため、業務の効率化につながります。

平成29年冬 Airレジ

平成30年春ユビレジ・スマレジ



## 2. 販売管理システムSXのレベルアップ

### ①銀行データ受信機能

銀行の入金データを自動受信し、入金伝票を計上します。入金消込が楽になり、業務の効率化につながります。



### ②定期売上取引の入力機能

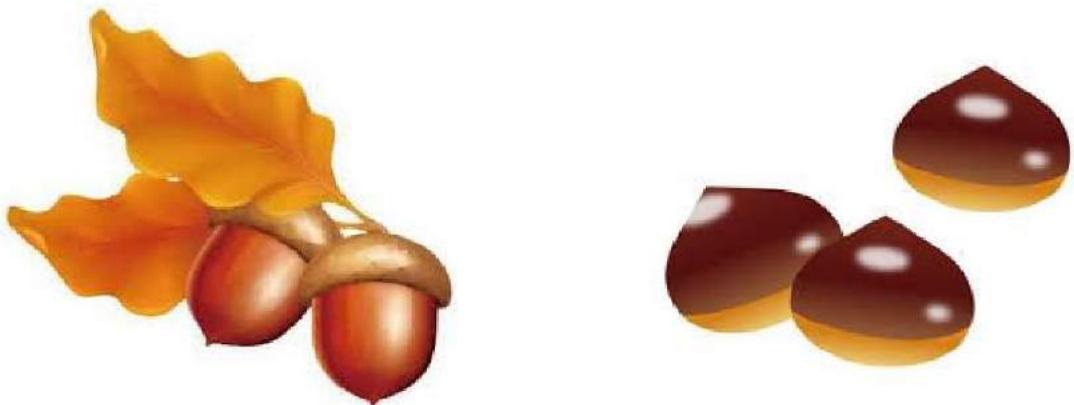
定期的に発生する売上取引を登録できるようになります。例えば、A社に36回契約で毎月20日に売上計上される場合、20日に自動的に売上計上データとして表示されます。

～SXとは？～

見積書から請求書の発行、在庫管理を行える販売管理システムです。商品別・担当者別・得意先別の売上管理ができるため、経営者の戦略意思決定に役立ちます。TKC会計システムに仕訳が連動できるため、FXシリーズとセットでご利用いただくと便利です！

# これからのお研修

- 加茂まちなかゼミナール 上町コミュニティセンター 10月 28日（土） 10:00 ~ 16:00  
11月 11日（土） 10:00 ~ 16:00
- 原点の会 三条商工会議所 11月2日（木） 9:00 ~ 11:15



## あとがき

実りの秋…一段と食べ物のおいしい季節になりました。  
私たちの体は、毎日食べている食事で作られています。健康志向の高まりから、安全な食品、体によい食品を選択し食している人が多いことと思います。

さて、口に入れる食べ物で体ができているように、耳に入る言葉で心はできているそうです。そして、耳に入る言葉で最も影響があるのは、自分の口から出る言葉。最近、私が何となく疲れていたのは、溜息や「いやだな」「ついていない」という言葉を発してばかりいたからかもしれません。

読書の秋、芸術の秋、スポーツの秋、食欲の秋。

私は大好きな本を読んだり、書道や絵画を見に市展に行ったり、時には体を動かしたり、おいしいものを食べたりして「おもしろい」「すてき」「きれい」「気持ちいい」「ありがとう」とプラス言葉を発するよう心がけ、心も体も元気に健康に過ごしていきたいと思います。

山口 幸子

# ニューフェイス

9月1日に入社いたしました、村山由実子と申します。  
三条市は旧栄町に住んでおります。趣味でママさんバレーをしております。  
入社後1ヶ月が経ちました。最初は何をするにも緊張の毎日でしたが、山口会計のチームの優しさに触れ、少しづつ緊張もほぐれています。  
これから“お客様のために”をモットーに、明るく元気に業務を行っていきたいと思っております。皆さまからも気さくに声をかけていただけると嬉しいです。  
どうぞ、よろしくお願ひいたします。



はじめまして。  
9月28日に入社いたしました小林伸治(のぶはる)と申します。  
入社してすぐに事務所内的一体感、お客様と共に頑張っていこうという熱意を体感することができ、一緒に働かせていただくことに大変うれしく思っております。  
山口会計パートナーズの一員として知識や意思をどんどん吸収し、早くお客様のために熱意あるサービスを提供していけるよう精一杯頑張ります。  
何卒よろしくお願ひいたします。



## ◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ  
加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674  
<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp